

# 労働法最前線 — 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

## セクハラを理由とする労働契約の解除

### 第63回

職場で従業員のセクシャルハラスメント(セクハラ)が発生し、情状が甚だしい場合、一般的に雇用企業は一方的に労働契約を解除でき、かつ経済補償金を支払う必要はありません。ただし、当該解除について係争が発生すると、企業は比較的重い立証責任を負うこととなります。今回は、最近の関連事例を紹介し、過去の事例を加味してセクハラを理由とする労働契約の一方的解除に関するリスクと注意事項を分析します。

#### 1. 事例概要

X(女)は、ある月の業績が会社の要求を満たせず、上司のY(男)より「暗黙のルール」と交換に、Xが会社に残れるよう計らうと提示されました。Xは返事を示さず、Yが再度要求を提示した時、これに関する会話を録音し、会社の上層部に通報しました。会社はその後、セクハラを理由にYの労働契約を解除しました。Yはこれに対して仲裁を提起し、仲裁委員会は関連する会話は2人が「暗黙のルール」について語っているとしか説明できず、性を暗示する言葉はなく、会社の行為は違法解除にあたりと判定しました。

2. 従業員に甚だしいセクハラが存在する場合、企業は一方的に労働契約を解除できる

「婦女権益保障法」第40条の規定は、婦女に対するセクハラを禁止しています。司法実務では一般的に、業務中のセクハラを禁止することは、雇用企業の規則制度上、当然の内容と考えられます。すなわち、従業員にセクハラ行為があり、かつその情状が比較的甚だしい場合、企業の規則制度にセクハラが明確に禁止されていなくても、企業は一方的に労働契約を解除することができます。

ただし司法実務では、どのようなセクハラが情状が甚だしいものに属するのか具体的な基準はなく、一般的にセクハラ回数、情状、結果などに基づき総合的に判断する必要があります。

#### 3. セクハラ概念と構成要件

セクハラについて立法上明確な定義はありませんが、一般的にセクハラとはある特定の対象に、相手が嫌がる性に関係する言葉、行為、情報、環境などの方式で、他人の人格の尊厳を侵害する行為とされます。セクハラは以下の要件を備えることが必要です。

(1) 行為そのものが他人の意思に反する。実務では、被害者が抵抗する意思を示したか、当事者の間に親密な関係が存在したかなどが確認されます。

(2) 嫌がらせの内容が性と関係がある。具体的には、抱擁やキスの強要、身体の露出などの行為、口頭、書面により下品な言葉をかけボルノ画像を見せるなど、もしくは間接的に性行為を要求し、このとき一般的に利益取引と脅迫を伴います。前述の事例におけるYとXとの間の会話は「暗黙のルール」に触れているものの、「暗黙のルール」は明確に性を指向する内容というには足りず、従って、仲裁委員会はセクハラ成立を認めませんでした。

(3) 加害者に主観的な故意が存在する。不注意または

突発的な状況により発生した、避けられない身体の接触などは、一般的にセクハラに該当しないと理解されます。

#### 4. セクハラ立証

企業が従業員にセクハラ行為があることを理由に、一方的に労働契約を解除する場合、企業はその立証責任を負わなければなりません。直接的な書面証拠、例えば嫌がらせの内容を含むEメール、ショートメッセージ、信書などを提供できる場合、比較的容易に立証できます。しかし、行為または口頭によるセクハラである場合、一定の隠蔽性が存在するため、被害者が激しい抵抗をし、明らかに分かる結果を残した場合でない限り、直接証拠を取得することは困難です。

司法実務では、直接証拠がない場合、一般的には1つの間接証拠のみでセクハラが認定されるケースは珍しく、多数の間接証拠をつなげて証拠の連鎖を構成する必要があります。このため、企業の立証は難易度が高いと言えます。

#### 5. 企業へのアドバイス

以上に鑑み、企業はセクハラを発見、または関連する通報を受けた際、慌てて労働契約を解除するべきではありません。まずは事実調査を行い、関係する証拠を収集し、これを基礎としてセクハラを構成するか基本的判断を行うべきです。証拠が十分である場合、または加害者の自認を得た場合、労働契約の一方的な解除を検討することができます。判断を下し難い場合、専門の弁護士に相談することをお勧めします。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱晉鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資およびM & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【北京本部】

Add: 建外大街永安東里16号 CBD 国際ビル701室  
Tel: 010-8513-1818, 010-8513-1800 (日本語専用)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室  
Tel: 021-5386-1618, 021-5386-1109 (日本語専用)